

2025年3月28日

## 女性活躍推進法 行動計画(第4回)

「女性活躍推進法」とは、「女性の活躍を促進し、仕事と家庭の両立を可能にすることを目的」とした法律です。

女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供や職業生活と家庭生活との両立を図るために、必要な環境の整備また本人の意思が尊重されるべきことなどを基本としています。

当院では、仕事と生活の両立を支援することで、職員が育児や介護といったライフイベントによって離職することを防ぐために、制度の整備・拡大・見直しや残業削減・休暇取得促進に向けた業務の見直しなどを行うなど、環境整備に努めています。

1. 計画期間 2025年4月1日～2030年3月31日までの5年間

2. 目標と取り組み内容

目標1 : セクシャルハラスメント等に関する規程の周知及び通信を4ヶ月に1回作成・配布する

〈 取組内容 〉

防止のため職員に対して相談窓口、苦情流れを周知しハラスメント防止に繋げる

2025年 4月～ 規程の見直し・配布  
2025年 8月～ 通信作成・配布  
2025年12月～     "  
2026年 4月～ 規程見直し・配布  
2026年 8月～ 通信作成・配布  
2026年12月～     "  
                  ~2030年3月

目標2 : 利用可能な両立支援制度に関する労働者・管理職への周知徹底

〈 取組内容 〉

女性の育児休業の取得率100%を維持しながら、男性の育児休業100%を目指せるよう両立支援制度を理解してもらい、積極的に利用してもらう。

2025年 4月～ 規程を各所属に配布  
2025年 6月～ 通信発行 10月の改定に伴い、規程整備  
2025年 8月～     "  
2025年10月～ 規程の見直し・配布  
                  院内報を作成し、配布  
                  2025年月 通信作成・配布